

## 令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針<sup>1</sup>に掲げた視点及び目的並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和元事務年度（令和元年7月～令和2年6月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

### 1 監査事務所をめぐる環境

（監査業務の動向）

我が国の景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している。平成30年における金融商品取引所の新規上場会社数は90社と引き続き高水準で推移しており、上場会社数や上場会社の平均監査報酬額も微増とはいえ増加傾向にある。

上場会社の会計監査は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）が行うが、大手監査法人<sup>2</sup>が9割超（平成30年末時価総額ベース）と圧倒的なシェアを占めている状況にある。最近の監査人の交代状況をみると、交代件数は増加の傾向にあるが、その中で大手監査法人における監査関与先の構成の見直しや、それに伴う大手監査法人から準大手監査法人<sup>2</sup>や中小規模監査事務所<sup>2</sup>への交代の動きがみられている。

また、高水準が続くM&Aや、企業の海外進出、経済取引の複雑化・専門化などに対応して、大手監査法人においては、国際人材の確保・育成、IT・テクノロジーの活用、監査補助者の採用強化などを一層進めている。他方で、最近の海外経済の不確実性の高まりを受けた不安定な経済環境、我が国の低金利環境の長期化や人口動

<sup>1</sup> 監査事務所等モニタリング基本方針：審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第6期（平成31年4月～令和4年3月）については、令和元年5月17日に策定・公表。（<https://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kihonhoushin/20190517.html>）

<sup>2</sup> 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

- ・大手監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

態の変化などによる企業収益への影響等に関して、適切に理解したうえで監査対応が求められる状況にある。

#### (不正会計等への対応)

ここ数年、不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社は増加の傾向にある。これは上場会社において適時に情報開示を行うという意識が高くなっていくほか、監査人からの指摘によるものもあると考えられるが、会社の内部統制が十分に機能していない事例や、海外を含むグループ会社に対する管理が十分でない事例もみられている。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、海外事業を含めた事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められる。

IPO 市場においては、上場審査が厳格化されているものの、前述のとおり新規上場会社数が高水準で推移していることや、このような会社の内部統制は比較的脆弱であることを踏まえると、新規上場会社に対する監査は引き続き慎重に実施する必要がある。

#### (監査事務所における品質管理の現状)

審査会では、平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価<sup>3</sup>を記載している（フォローアップ検査を除く。）。平成 28 事務年度以降に実施した検査結果について大手監査法人及び準大手監査法人をみると、総合評価の最上位である「概ね妥当である」に該当するものはなく、大半が「妥当でない点がある」に該当し、一部は「妥当でないもの」となっている。一方、中小規模監査事務所についてはリスクベースに基づき検査先を選定していることなどもあり、「妥当でないもの」以下の区分に該当するケースが比較的多くなっている。

最近の検査の結果をみると、大手監査法人については、品質管理の主体を本部品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、一定の効果を挙げているが、本部品質管理部門と事業部との十分な連携等が課題となっている。

準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきたものの、品質管理を担う社員等が限られているために十分な運営・管理ができていな

---

<sup>3</sup> 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、「概ね妥当である」、「妥当でない点がある」、「妥当でないもの」、「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」及び「著しく不当なもの」の 5 段階に区分している。詳細は、当審査会 HP に掲載のモニタリングレポートを参照。

い状況や、トップを含む経営層において品質管理の確保・向上に対する意識が不十分な点がみられる。

中小規模監査事務所では、上位規模の監査事務所において、業容拡大に対応した業務管理態勢や品質管理態勢を構築できていないものがみられる。また、一部の監査事務所には、リスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。

(監査法人のガバナンス・コードを踏まえた対応等)

平成 29 年 3 月に公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」(以下「監査法人のガバナンス・コード」という。)を踏まえ、大手監査法人においては、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の助言、提言等を活用するなど、ガバナンスの実効性を確保するための取組を進めている。一方、準大手監査法人等においては、監査法人のガバナンス・コードを採用し、監督・評価機関を設置しているものの、独立性を有する第三者の知見を十分に活用できていないものがあるなど、その実効性の確保に課題がみられている。

(IT 化の進展及びそれに伴うセキュリティ対策)

大手監査法人を中心に、監査の品質の確保・向上のため、監査業務の IT 化を一層進めており、このような動きは監査業務の実効性の確保だけではなく、効率性の向上による監査現場の負担軽減等につながり、リスクのある領域に対する深度ある監査の実現に資するものとして期待される。

一方で、上記の動きや、被監査会社とのデータの交換が進んでいく中、海外において監査法人が保有するデータ等を標的としたサイバー攻撃による被害の事例も発生している。サイバーセキュリティ問題は監査法人にとって経営上の大きなリスクとなっており、IT 化の進展に併せて、サイバーセキュリティの強化を確実に行っていく必要がある。

(国際的な監査監督機関等の動向)

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)<sup>4</sup>は、平成 29 年 4 月に我が国 (東京) に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。IFIAR においては、6 大グローバルネットワーク<sup>5</sup>と継続的に対話を行うなど、グロ

<sup>4</sup> 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) : 平成 18 年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和元年 6 月末時点のメンバーは我が国を含む 55 か国・地域となっている。

<sup>5</sup> 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers の 6 つのグローバルネットワークを指す。なお、これらから BDO、Grant Thornton を除いたものを 4 大グローバルネットワークという。

ーバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んでおり、審査会としては、引き続きIFIARの活動に貢献していく。なお、4大グローバルネットワーク<sup>5</sup>に所属する外国監査法人の不適切な業務に対応した外国監査監督当局等の動向にも留意する。

## 2 令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

「監査事務所等モニタリング基本方針」に掲げるモニタリングの視点及び目的等並びに上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、下記（1）から（4）に掲げる基本的な考え方でモニタリング<sup>6</sup>に取り組む。

### （1）モニタリングにおいて重視する事項

本事務年度のモニタリングにおいては、以下の事項を重視する。

なお、監査事務所は、所属員が数人の中小規模監査事務所から数千人規模の大手監査法人まであり、ガバナンス等の経営管理態勢や業務運営等も様々である。そのため、モニタリングに当たっては、各監査事務所の規模、態様にも留意する。

#### ア 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査業務の品質を重視する風土を醸成させることが重要であることから、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを把握する。

#### イ ガバナンス等の経営管理態勢の整備

ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢が、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているか検証する。

特に、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢が監査の品質の向上のために実効的なものとなっているか検証することとし、その際には、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の機能を十分に発揮させているかを重視する。こうした検証においては、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

<sup>6</sup> モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

## ウ 監査をめぐる動向を踏まえた状況把握

### (ア) 海外子会社に係るグループ監査

上場会社においては、国内市場の成熟化に伴い成長の源泉を海外の事業展開に求めている中、海外子会社における会計問題が引き続き発生している。こうした状況を踏まえ、海外子会社に係るグループ監査については、監査チームによる海外事業の管理態勢を含む内部統制の評価、海外子会社の監査チームとのコミュニケーション及び監査事務所の組織的な対応状況などについても、重点的に把握する。

### (イ) 監査契約の新規の締結

近時、監査人を交代する事例が多くみられるため、大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社の監査契約を新規に締結した監査事務所において、当該監査契約に係るリスク評価等が適切に行われているか検証するほか、当該監査契約が監査事務所全体の監査品質に及ぼす影響も把握する。

## エ IT を活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

大手監査法人や一部の準大手監査法人では、加盟するグローバルネットワークが IT 化の研究開発等を一括して行うことにより投資の効率化やメンバーの負担の軽減を図っている。また、被監査会社の会計処理に係る仕訳データの分析や、監査事務所と被監査会社とのデータ交換について IT を活用するなど、監査業務の IT 化が進展している。さらに、一部の大手監査法人では、試験的に人工知能（AI）を監査手続に活用する取組も始まっている。

このような動きは監査の品質の確保・向上を目指すものと考えられるため、その進展状況を大手監査法人等へのモニタリングにより継続して把握する。

あわせて、IT 化の進展に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認することとし、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができていくかなどについても把握することとする。

## (2) 国際的な監査監督の連携強化

多国間情報交換枠組み（MMOU）や二国間の情報交換の枠組み<sup>7</sup>を活用し、モニタリングのために必要となる情報の取得や外国監査監督当局からの要請に応じた情報提供を行う。また、IFIAR における議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握

<sup>7</sup> 令和元年6月末時点で8か国（アメリカ、カナダ、マレーシア、オランダ、ルクセンブルク、イギリス、フランス及び中国）の監査監督当局との間で、情報交換の枠組みに関する書簡交換（EOL）を実施している。

することとする。なお、4大グローバルネットワークに所属する外国監査法人の不適切な業務に対応した外国監査監督当局等の動きもみられるため、我が国への影響等を注視する。

#### (3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を継続するとともに、金融庁、関係団体などの関係者との連携などを通じた情報共有のための取組を一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析を充実させ、情報及び分析結果については、検査に有効に活用するなどオフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

#### (4) モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

そのために、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を登用する。また、外国監査監督当局への職員の派遣、会計監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進める。

### 3 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューに係る報告のほか、これまでの審査会検査の結果を分析するなど有効に利用する。また、審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクを適時、的確に把握する観点から、以下のとおり、監査事務所に対する報告徴収、ヒアリングや協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携など、監査事務所の規模や態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

## (1) 報告徴収

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した監査の品質の向上のためのガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢、ITを活用した監査手法、サイバーセキュリティ対策等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。また、監査業務において高度な専門知識やITの理解等を要する上場金融機関に対する監査態勢や審査態勢等の実態把握を行う。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。なお、報告徴収に当たっては、検査や対話で得られた情報を活用するなどにより、効率的に実施することとする。

イ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。

その際、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、トップの経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等を重点的に検証する。報告徴収の実施に当たっては、必要に応じて対面方式を用いるなど効果的に検証を行う。

また、報告徴収の結果、重大な問題が疑われる監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の改善を促していく。

その際、金融庁関係部局や協会とも連携し、不備の内容や重要性に応じた検証に努める。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善を要する必要があると認められた監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

上記ウ又はエの報告徴収により、改善が不十分である状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査などの対応を検討することとする。

## (2) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対するモニタリングにより把握した品質管理レビューの有効性に関する問題点等については、協会と共有した上で、審査会及び協会の実務者レベルでの継続的な協議等を通じて、品質管理レビューの実効性の向上に向けた対応等を促しているところである。

最近の品質管理レビューの実施状況をみると、監査事務所の品質管理の状況等に応じて、レビュー計画を弾力的に決定・変更するように努めていること、レビュー対象とする個別監査業務の選定もリスクを踏まえたものとしてきていくことが認められる。個別監査業務における指摘についても文書化の指摘にとどまらず、不備の実態を踏まえた監査手続上の指摘としている事例が増えてきており、さらに、個別監査業務の指摘内容を踏まえて、それを品質管理態勢の不備と結びつけるという意識も高くなっている。

このように、協会の品質管理レビューの質は向上してきていると認められる一方で、品質管理レビューで指摘した不備の改善状況を、次回のレビューで十分に確認できているかという観点で課題がみられる。また、改善指導については、監査事務所の自主的な改善に資するものとするよう努めているものの、その効果については、今後検証していく必要がある。

審査会と協会との連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に有用であるため、より深度あるものとなるよう努めていく。また、審査会と協会は、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行っている。協会においては当該議論を踏まえて対応を図ってきているところであるが、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、本事務年度も議論を継続していくこととする。

## (3) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を行っているところである。トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であることから、こうした経営層との対話を今後も継続し、より深い議論が行われるように努める。なお、その際には市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、金融庁関係部局、協会及び金融商品取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、さらに、



監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

#### 4 検査基本計画

監査事務所等モニタリング基本方針に基づき、監査事務所の規模、態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

本事務年度の検査においては、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢が、組織の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか、トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応が監査事務所の業務管理態勢等にどのような影響を与えているか、監査実施者が職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているかの観点重視し、以下のとおり、監査事務所の規模や態様に応じた検査を行う。

##### (1) 大手監査法人

大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。フォローアップ検査の実施に当たっては、検査先の負担に配慮し、検査の効率的な実施に一層留意する。

なお、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記原則にとらわれずに機動的に検査を行うこととする。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、多数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、監査現場にまで品質管理や業務管理などを浸透させる態勢が重要である。特に、トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与えるため、その姿勢や行動が重要である。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ 監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化した態勢（特に監督・評価機関）について、監査事務所の品質管理の確保・向上に資するものとなっているかの観点から、その実効性の検証。
- ・ 監査現場まで品質管理を浸透させているかの観点から、監査事務所の業務管

理態勢、特に本部品質管理部門と各事業部等との連携の状況の検証

- ・ 監査契約の新規の締結手続（特に大規模上場会社及びリスクの高いと思われる上場会社に係るもの）の適正性、大規模上場会社に関する監査契約の新規の締結等に伴う監査実施体制の編成が、監査事務所全体の監査品質に及ぼす影響の検証
- ・ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの状況の検証
- ・ 海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・ グローバルネットワークによる監視活動への対応状況の検証

## （２）準大手監査法人

準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、原則として３年ごとに検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行うこととする。

本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ 監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢（特に監督・評価機関）について、監査事務所の品質管理の確保・向上に資するものとなっているかの観点から、その実効性の検証
- ・ 合併等により業容を拡大させている監査事務所について、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などのリスクに対応できる十分かつ適切な経験、能力等を含めた監査資源の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準（監査事務所間の引継）等を踏まえた監査事務所としての対応状況の検証。大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上

場会社に関する監査契約の新規の締結における、リスク評価等の適切性や監査実施態勢の検証

- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

### (3) 中小規模監査事務所

中小規模監査事務所については、監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などを確認するとともに、それらに影響を与えるトップの認識や関与、業務管理態勢も検証する。その際には、検出された不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものか、不備に対する改善の取組が対症療法的なものにとどまっていかに留意する。なお、検査対象先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果、被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- ・トップ及び社員の品質管理に対する認識、関与状況、組織の一体性などを含む業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源の検証
- ・職業的懐疑心が発揮されているかの観点から、特に収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続並びに不正リスク評価等の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション、監査実施者への指導・監督状況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新規の締結におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
- ・監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

## 5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果を取りまとめた上で広く一般に情報提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。

そのような観点から、取りまとめ及び情報提供に当たっては、以下の点に留意することとする。

ア 検査結果通知書については、監査事務所に指摘内容等が的確に伝達されるとともに、被監査会社の監査役等にも、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、監査事務所や監査役等との対話等を通じて検査結果の記載内容の充実に努める。

また、被監査会社の内部統制の機能向上に資する観点から、監査役等が検査結果を有効に活用するよう、監査事務所と監査役等の連携を一層促していくこととする。

イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめたモニタリングレポートを平成28年から公表している。平成29年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。また、当該モニタリングレポートについては、記載内容を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として平成20年から公表している。平成21年以降も最新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信するとともに、当該事例集を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

以 上